

# 東根市公益文化施設整備等事業

## 落札者決定基準



平成26年1月14日

東 根 市

## < 目 次 >

1	本書の位置づけ	2
2	最優秀提案者の選定の概要	2
	(1) 最優秀提案者の選定方式	2
	(2) 最優秀提案者の選定方法	2
	(3) 最優秀提案者の選定体制	2
3	審査の手順	3
	(1) 競争参加資格確認審査	3
	(2) 提案審査（基礎審査、定性審査、価格審査）	3
4	競争参加資格確認審査	4
5	提案審査（基礎審査）	4
	(1) 競争参加資格に関する適格審査	4
	(2) 入札金額に関する適格審査	4
	(3) 基本的要件に関する適格審査	4
6	提案審査（定性審査）	7
7	提案審査（価格審査）	14
	(1) 入札金額に関する提案審査	14
8	最優秀提案者の選定及び落札者の決定	15
	(1) 最優秀提案者の選定及び落札者の決定（定性審査と価格審査の総合評価）	15

## 1 本書の位置づけ

本落札者決定基準は、東根市（以下「市」という。）が「東根市公益文化施設整備等事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、入札参加者を対象に交付（公表）する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、最も優れた提案を行った入札参加者（最優秀提案者）を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、落札者決定基準に使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語と同一のものである。

## 2 最優秀提案者の選定の概要

### (1) 最優秀提案者の選定方式

本事業は、本施設の施設整備（設計、建設等）、開業準備、維持管理及び運営等の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものである。したがって、市は、最優秀提案者の選定及び落札者の決定方式について、公平性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6に基づく入札公告により広く入札参加者を募り、同施行令第167条の10の2第1項又は第2項に規定する価格及び価格以外の要素（事業実施、施設整備（設計、建設等）、開業準備、維持管理及び運営能力等）を含めた総合評価一般競争入札により行う。

### (2) 最優秀提案者の選定方法

最優秀提案者の選定方法は、競争参加資格確認審査と提案審査（基礎審査、定性審査、価格審査）の二段階により実施する。なお、競争参加資格確認審査の結果は、提案審査のための提案を受け付ける入札参加者を選定するためにのみ用いることとし、提案審査には持ち越さない。

### (3) 最優秀提案者の選定体制

最優秀提案者の選定体制は、学識経験者及び市の職員等で構成する「東根市公益文化施設整備等事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

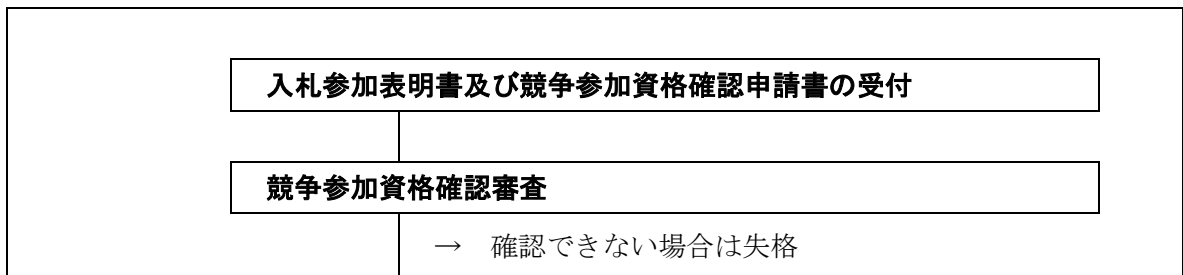
#### 審査委員会委員

区分	氏名	役職	適要
委員長	植松 貞夫	跡見学園女子大学教授(文学部人文学科)	図書館関係
職務代理	椎名 和男	東根市副市長	行政関係
委員	植村 義弘	黒沼共同会計事務所公認会計士	会計関係
	柴崎 恭秀	会津大学准教授(短期大学部産業情報学科)	建築関係
	高橋 一郎	東根市教育長	行政関係
	松井 壽則	日本大学准教授(工学部建築学科)	建築関係
(五十音順)	三上 満良	宮城県美術館学芸部長	美術館関係

### 3 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。

#### (1) 競争参加資格確認審査



#### (2) 提案審査（基礎審査、定性審査、価格審査）



## 4 競争参加資格確認審査

競争参加資格確認審査は、入札参加者の備えるべき競争参加資格（入札参加者の参加要件、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限に掲げる要件）に関して、入札説明書等に示す要件を満たしていることの確認審査を行う。確認審査の要件を1つでも満たさない場合は失格とする。

## 5 提案審査（基礎審査）

提案審査（基礎審査）は、競争参加資格に関する適格審査、入札金額に関する適格審査及び基本的要件に関する適格審査を行う。適格審査の要件を1つでも満たさない場合は失格とする。

### (1) 競争参加資格に関する適格審査

入札参加者の備えるべき競争参加資格に関して、入札説明書等に示す要件を満たしていることの適格審査を行う。

### (2) 入札金額に関する適格審査

入札参加者の入札した入札金額に基づいて算定された契約金額が、市が定めた予定価格の範囲内であることの適格審査を行う。なお、入札書に記載する「入札金額」をはじめ、「契約金額」及び「予定価格」については、入札説明書の第2章3(16)の「4) 予定価格」及び同(17)の「2) 開札方法」を参照すること。

### (3) 基本的要件に関する適格審査

基本的要件に関して、以下の基本項目の審査基準を満たしていることの適格審査を行う。

#### 1) 事業計画に関する項目

基本項目	審査基準
事業実施工程	・事業実施工程が明示されているとともに、要求条件が満たされていること。
特別目的会社	・特別目的会社への出資内容が明示されているとともに、出資条件が満たされていること。
市の支払	・市の支払（本施設の施設整備に係る業務の対価等、本施設の開業準備に係る業務の対価等、本施設の維持管理に係る業務の対価等、本施設の運営に係る業務の対価等）の算定に重大な誤りがないとともに、支払条件が満たされていること。
資金調達計画	・資金調達計画（金額・方法・条件等）が明示されているとともに、金融機関等からの関心表明（LOI）が取得されていること。（関心表明が取得されていない場合は、その合理的な説明があること。）
長期事業収支計画	・長期事業収支計画（各種費用の項目及び内容）の算定に重大な誤りがないとともに、市場価格との極端な乖離がないこと。

## 2) 施設整備計画に関する項目

基本項目	審査基準
<本施設> 事業予定地	・事業予定地の土地利用が明示されているとともに、要求条件が満たされていること。
<本施設> 配置計画	・配置計画（公益文化施設（屋外施設を含む。））、都市公園等）が明示されているとともに、要求条件が満たされていること。
<公益文化施設> 施設整備計画	・施設整備計画において、公益文化施設の必要諸室が設置されているとともに、要求条件が満たされていること。 ・施設整備計画において、屋外施設の必要施設が設置されているとともに、要求条件が満たされていること。 ・什器備品等調達の内容が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<都市公園> 施設整備計画	・施設整備計画において、都市公園の必要施設が設置されているとともに、要求条件が満たされていること。

## 3) 開業準備計画に関する項目

基本項目	審査基準
<本施設> 広報等業務	・広報等業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<公益文化施設> 蔵書等調達業務	・蔵書等調達業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<公益文化施設> 蔵書等整備業務	・蔵書等整備業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<公益文化施設> 図書館催事業務	・図書館催事業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<公益文化施設> 美術館（市民ギャラリー）催事業務	・美術館（市民ギャラリー）催事業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。

## 4) 維持管理計画に関する項目

基本項目	審査基準
<公益文化施設> 建築物保守管理業務	・建築物保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<公益文化施設> 建築設備保守管理業務	・建築設備保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<公益文化施設> 什器備品等保守管理業務	・什器備品等保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<公益文化施設> 外構保守管理業務	・外構保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。

<公益文化施設> 清掃業務	・清掃業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<公益文化施設> 警備業務	・警備業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<都市公園> 保守管理業務	・保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<都市公園> 清掃業務	・清掃業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。

#### 5) 運営計画に関する項目

基本項目	審査基準
<公益文化施設> 総括マネジメント業務	・総括マネジメント業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<公益文化施設> 図書館業務	・図書館業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<公益文化施設> 美術館（市民ギャラリー）業務	・美術館（市民ギャラリー）業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<公益文化施設> 市民活動支援センター業務	・市民活動支援センター業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
<公益文化施設> 独立採算業務（必須）	・独立採算業務（必須）計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。

## 6 提案審査（定性審査）

提案審査（定性審査）は、事業計画に関する提案審査、施設整備計画に関する提案審査、開業準備計画に関する提案審査、維持管理計画に関する提案審査、運営計画に関する提案審査、提案全体に関する提案審査を行う。

入札参加者より提出された入札提案書類の内容について、以下に示す審査項目ごとに配点を行うものとし、基準配点の合計は130点とする。個々の配点は、それぞれの審査項目における基準配点に評価区分に応じた配点比率を乗じて算定する。この場合、四捨五入は行わない。

審査項目		基準配点	
(1) 事業計画に関する項目	① 資金調達計画	4	
	② 事業計画の観点からの事業継続計画	6	
(2) 施設整備計画に関する項目	1) 公益文化施設	① 複合施設としての全体の施設計画（周辺環境、周辺景観、配置計画、動線計画、デザイン計画、安全・安心計画、寒冷地対策等）	9
		② 図書館の施設計画	9
		③ 美術館（市民ギャラリー）の施設計画	8
		④ 市民活動支援センターの施設計画	3
		⑤ 共用部分及び屋外施設の施設計画	4
		⑥ 設備計画、什器備品等計画	3
		⑦ 維持管理コスト及び環境負荷の低減に資する施設計画	4
	2) 都市公園	① 都市公園計画	4
	3) 施工	① 施工計画	2
	(3) 開業準備計画に関する項目	① 広報等業務（開業時）	2
② 蔵書等調達業務、蔵書等整備業務（開業時）		2	
③ 図書館催事業務、美術館（市民ギャラリー）催事業務（開業時）		2	
(4) 維持管理計画に関する項目	1) 公益文化施設	① 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、什器備品等保守管理業務、外構保守管理業務	6
		② 清掃業務、警備業務	3
	2) 都市公園	① 保守管理業務、清掃業務	2
(5) 運営計画に関する項目	① 運営計画の観点からの事業継続計画	9	
	② 複合施設としての総括マネジメント業務	9	
	③ 図書館業務	9	
	④ 美術館（市民ギャラリー）業務	8	
	⑤ 市民活動支援センター業務	3	
	⑥ 独立採算業務（必須、任意）	4	
(6) 提案全体に関する項目	① 地域経済への配慮	3	
	② その他提案全体	12	
合計		130	



評価区分	配点比率
A 特に優れている	100%
B AとCの中間程度	75%
C 優れている	50%
D CとEの中間程度	25%
E 審査項目に対する提案はなされているが、特に優れている点はない	0%

**(1) 事業計画に関する項目**

(10点)

審査項目と評価指針	基準配点	対象とする主な様式
① 資金調達計画	4	28～37
ア 資金調達計画の内容が十分に検討され、適切性かつ安定性が確保されているか。[資金需要の計上、資金調達の方法、事業収支の検討、キャッシュフローの検討等]		
イ 金融機関等との十分な事前協議がなされ、支援策が確保されているか。[融資の内容、融資の条件、融資の制限事項等]		
ウ その他、資金調達計画に関して独自の提案がなされているか。		
② 事業計画の観点からの事業継続計画	6	38
ア 事業計画の観点からの事業継続計画において、想定されるリスクが十分に検討され、リスクの発生を未然に防止できる実施体制等が確保されているか。[実施体制等の確保、構成員間等のコミュニケーションの方法等]		
イ 事業計画の観点からの事業継続計画において、リスクの発生時においても事業を維持・継続させるための、効果的なバックアップ体制等が確保されているか。[リスクの分担、分担者の負担能力、バックアップ体制等の確保、リスク発生時の意思決定等]		
ウ 事業計画の観点からの事業継続計画において、提供するサービスの質等を維持・継続させるための、効果的な対応策等が確保されているか。		
エ その他、事業計画の観点からの事業継続計画に関して独自の提案がなされているか。		

**(2) 施設整備計画に関する項目**

(46点)

**1) 公益文化施設**

(40点)

審査項目と評価指針	基準配点	対象とする主な様式
① 複合施設としての全体の施設計画(周辺環境、周辺景観、配置計画、動線計画、デザイン計画、安全・安心計画、寒冷地対策等)	9	44
ア 周辺環境の向上において、効果的な提案がなされているか。[周辺への日照、通風、騒音、排気、降雨、降雪の影響等]		
イ 周辺景観の向上において、効果的な提案がなされているか。[公益文化施設の形状、色彩、外部仕上、植栽等]		
ウ 本施設の配置計画において、複合施設としての効果的な提案がなされているか。[周辺施設や都市公園との関係(全体配置計画)、公益文化施設(図書館、美術館(市民ギャラリー)、市民活動支援センター、共用、屋外施設)内の施設配置計画等]		

<p>エ 本施設の動線計画において、複合施設としての効果的な提案がなされているか。〔周辺施設や都市公園との関係（全体動線計画）、公益文化施設（図書館、美術館（市民ギャラリー）、市民活動支援センター、共用、屋外施設）内の施設動線計画 等〕</p>		
<p>オ 公益文化施設のデザイン計画において、複合施設としての効果的な提案がなされているか。〔公益文化施設（図書館、美術館（市民ギャラリー）、市民活動支援センター、共用、屋外施設）全体の内部空間デザイン、サインデザイン、什器備品等デザイン 等〕</p>		
<p>カ 公益文化施設の安全・安心計画において、効果的な提案がなされているか。〔公益文化施設のユニバーサルデザイン、セキュリティ計画 等〕</p>		
<p>キ 公益文化施設の寒冷地対策において、効果的な提案がなされているか。〔公益文化施設の雪対策、風対策、断熱 等〕</p>		
<p>ク その他、複合施設としての全体の施設計画に関して独自の提案がなされているか。</p>		
② 図書館の施設計画	9	4 5
<p>ア 図書館の必要諸室において、効果的な提案がなされているか。〔必要諸室の配置計画、動線計画、デザイン計画、各室諸元（面積、天井高、床荷重、内部仕上（吸音・遮音を含む。）等）等〕</p>		
<p>イ 図書館の主要諸室の空間デザインにおいて、情報拠点にふさわしくかつ居心地が良いなど、効果的な提案がなされているか。〔一般図書コーナー、ティーンズコーナー、児童コーナー、おはなしの部屋の空間デザイン 等〕</p>		
<p>ウ 図書館の長期にわたる継続利用において、効果的な提案がなされているか。〔図書館に係わる社会・技術・情報管理システムの変化に対応する図書館の施設計画の柔軟性等〕</p>		
<p>エ 運営業務（図書館業務）との関係において、効果的な提案がなされているか。〔運営業務（図書館業務）における主要な提案を実現するための図書館の施設計画 等〕</p>		
<p>オ その他、図書館の施設計画に関して独自の提案がなされているか。</p>		
③ 美術館（市民ギャラリー）の施設計画	8	4 6
<p>ア 美術館（市民ギャラリー）の必要諸室において、効果的な提案がなされているか。〔必要諸室の配置計画、動線計画、デザイン計画、各室諸元（面積、天井高、床荷重、内部仕上（吸音・遮音を含む。）等）等〕</p>		
<p>イ 美術館（市民ギャラリー）の主要諸室の空間デザインにおいて、多様な展示の方法や見せ方に対応できかつ市民の積極的な参加を促すなど、効果的な提案がなされているか。〔市民ギャラリー、特別展示室、アトリエ 等〕</p>		
<p>ウ 美術館（市民ギャラリー）の長期にわたる継続利用において、効果的な提案がなされているか。〔美術館（市民ギャラリー）に係わる社会・技術・情報管理システムの変化に対応する美術館（市民ギャラリー）の施設計画の柔軟性等〕</p>		
<p>エ 運営業務（美術館（市民ギャラリー）業務）との関係において、効果的な提案がなされているか。〔運営業務（美術館（市民ギャラリー）業務）における主要な提案を実現するための美術館（市民ギャラリー）の施設計画 等〕</p>		
<p>オ その他、美術館（市民ギャラリー）の施設計画に関して独自の提案がなされているか。</p>		
④ 市民活動支援センターの施設計画	3	4 7
<p>ア 市民活動支援センターの必要諸室において、効果的な提案がなされているか。〔必要諸室の配置計画、動線計画、デザイン計画、各室諸元（面積、天井高、床荷重、内部仕上（吸音・遮音を含む。）等）等〕</p>		

イ 運営業務（市民活動支援センター業務）との関係において、効果的な提案がなされているか。〔運営業務（市民活動支援センター業務）における主要な提案を実現するための市民活動支援センターの施設計画 等〕		
ウ その他、市民活動支援センターの施設計画に関して独自の提案がなされているか。		
⑤ 共用部分及び屋外施設の施設計画	4	4 8
ア 共用部分及び屋外施設の必要諸室（必要スペース）において、効果的な提案がなされているか。〔必要諸室（必要スペース）の配置計画、動線計画、デザイン計画、各室（各スペース）諸元（面積、天井高、床荷重、内部仕上（吸音・遮音を含む。）等）等〕		
イ 共用部分の主要諸室の空間デザインにおいて、情報と芸術文化の交流拠点にふさわしくかつ複合施設の相乗効果を高めるなど、効果的な提案がなされているか。〔エントランス（風除室）・ホール、情報コーナー、カフェ 等〕		
ウ 運営業務との関係において、効果的な提案がなされているか。〔運営業務における主要な提案を実現するための共用部分及び屋外施設の施設計画 等〕		
エ その他、共用部分及び屋外施設の施設計画に関して独自の提案がなされているか。		
⑥ 設備計画、什器備品等計画	3	4 9
ア 設備計画及び什器備品等計画において、効果的な提案がなされているか。〔主要な電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備、什器備品等、各室諸元（電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備、什器備品等 等）等〕		
イ 公益文化施設の長期にわたる継続利用において、効果的な提案がなされているか。〔公益文化施設に係わる社会・技術・情報管理システムの変化に対応する設備計画及び什器備品等計画の柔軟性 等〕		
ウ 運営業務との関係において、効果的な提案がなされているか。〔運営業務における主要な提案を実現するための設備計画及び什器備品等計画 等〕		
エ その他、設備計画及び什器備品等計画に関して独自の提案がなされているか。		
⑦ 維持管理コスト及び環境負荷の低減に資する施設計画	4	5 0、5 1
ア 維持管理コストの低減において、効果的な提案がなされているか。〔維持管理費とともに、光熱水費、供用開始15年目までの大規模な修繕費、供用開始16年目以降の大規模な修繕費 等〕		
イ 環境負荷（LCCO2）の低減において、効果的な提案がなされているか。		
ウ その他、維持管理コスト及び環境負荷の低減に資する施設計画に関して独自の提案がなされているか。		

## 2) 都市公園

( 4点)

審査項目と評価指針	基準配点	対象とする主な様式
① 都市公園計画	4	5 2
ア 都市公園の必要スペースにおいて、効果的な提案がなされているか。〔必要スペースの配置計画、動線計画、デザイン計画、各スペース諸元（面積、外部仕上 等）等〕		
イ 都市公園の主要スペースのデザインにおいて、中心市街地の憩いの空間にふさわしくかつ公益文化施設との一体性など、効果的な提案がなされているか。〔緑地、公園施設 等〕		

ウ 都市公園の安全・安心計画において、効果的な提案がなされているか。 [都市公園のユニバーサルデザイン、セキュリティー計画 等]
エ その他、都市公園計画に関して独自の提案がなされているか。

**3) 施工** ( 2点)

審査項目と評価指針	基準配点	対象とする主な様式
① 施工計画	2	5 3
ア 施工計画において、周辺住民への騒音・振動・悪臭・粉塵等の悪影響を防ぐための対策・工夫等がなされているか。		
イ 施工計画において、県及び市が本事業とは別途に行う周辺工事に対して、十分に配慮された提案がなされているか。 [県立東根中高一貫校（仮称）整備工事、都市計画道路一本木駅前通り線歩道融雪施設設置工事 等]		
ウ その他、施工計画に関して独自の提案がなされているか。		

**(3) 開業準備計画に関する項目** ( 6点)

審査項目と評価指針	基準配点	対象とする主な様式
① 広報等業務（開業時）	2	5 5
ア 広報等業務において、開館にふさわしい内容となっているなど、効果的な提案がなされているか。 [各種の広報、ホームページの作成 等]		
イ その他、広報等業務に関して独自の提案がなされているか。		
② 蔵書等調達業務、蔵書等整備業務（開業時）	2	5 6
ア 蔵書等調達業務において、効果的な提案がなされているか。 [蔵書等の新規調達、蔵書等のデータ作成（蔵書等のさくらんぼ図書館からの移管分を含む。）、蔵書等の装備 等]		
イ 蔵書等整備業務において、効果的な提案がなされているか。 [蔵書等のさくらんぼ図書館からの移管、蔵書等の装備 等]		
ウ その他、蔵書等調達業務及び蔵書等整備業務に関して独自の提案がなされているか。		
③ 図書館催事業務、美術館（市民ギャラリー）催事業務（開業時）	2	5 7
ア 図書館催事業務において、開館にふさわしい内容となっているなど、効果的な提案がなされているか。		
イ 美術館（市民ギャラリー）催事業務において、開館にふさわしい内容となっているなど、効果的な提案がなされているか。		
ウ その他、図書館催事業務及び美術館（市民ギャラリー）催事業務に関して独自の提案がなされているか。		

**(4) 維持管理計画に関する項目** ( 11点)

**1) 公益文化施設** ( 9点)

審査項目と評価指針	基準配点	対象とする主な様式
① 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、什器備品等保守管理業務、外構保守管理業務	6	5 9

ア 建築物保守管理業務、什器備品等保守管理業務、外構保守管理業務の業務体制において、効果的な提案がなされているか。		
イ 建築物保守管理業務、什器備品等保守管理業務、外構保守管理業務の業務内容において、効果的な提案がなされているか。		
ウ 建築設備保守管理業務の業務体制において、効果的な提案がなされているか。		
エ 建築設備保守管理業務の業務内容において、効果的な提案がなされているか。		
オ その他、建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、什器備品等保守管理業務、外構保守管理業務に関して独自の提案がなされているか。		
② 清掃業務、警備業務	3	60
ア 清掃業務の業務体制において、効果的な提案がなされているか。		
イ 清掃業務の業務内容において、効果的な提案がなされているか。		
ウ 警備業務の業務体制において、効果的な提案がなされているか。		
エ 警備業務の業務内容において、効果的な提案がなされているか。		
オ その他、清掃業務及び警備業務に関して独自の提案がなされているか。		

**2) 都市公園** (2点)

審査項目と評価指針	基準配点	対象とする主な様式
① 保守管理業務、清掃業務	2	61
ア 保守管理業務の業務体制において、効果的な提案がなされているか。		
イ 保守管理業務の業務内容において、効果的な提案がなされているか。		
ウ 清掃業務の業務体制において、効果的な提案がなされているか。		
エ 清掃業務の業務内容において、効果的な提案がなされているか。		
オ その他、保守管理業務及び清掃業務に関して独自の提案がなされているか。		

**(5) 運営計画に関する項目** (42点)

審査項目と評価指針	基準配点	対象とする主な様式
① 運営計画の観点からの事業継続計画	9	63
ア 運営計画の観点からの事業継続計画において、事業を良好な状態で継続するための実施体制など、20年間にわたる効果的な提案がなされているか。		
イ 運営計画の観点からの事業継続計画において、公益文化施設に係わる社会・技術・情報管理システムの変化への柔軟な対応など、20年間にわたる効果的な提案がなされているか。		
ウ 運営計画の観点からの事業継続計画において、市民等利用者の要望（ニーズ）等の変化への柔軟な対応など、20年間にわたる効果的な提案がなされているか。		
エ 運営計画の観点からの事業継続計画において、常に積極性及び発展性を確保するなど、20年間にわたる効果的な提案がなされているか。[運営目標（マイルストーン）の設定、セルフモニタリングの実施、運営計画見直の実施、関係者とのコミュニケーションの確保、モチベーションの維持 等]		

	オ その他、運営計画の観点からの事業継続計画に関して独自の提案がなされているか。		
② 複合施設としての総括マネジメント業務		9	6 4
ア 複合施設としての総括マネジメント業務の業務内容において、効果的な提案がなされているか。〔施設全体に係る運営方針・運営計画・運営報告等業務、施設全体に係る関係機関との連携等業務、施設全体に係る広報等業務、施設全体に係る各種対応等業務、緊急時・災害時対応等業務、勤務体制・管理業務、その他運営業務 等〕			
イ 複合施設としての総括マネジメント業務において、公益文化施設の利用を促進するための広報など、効果的な提案がなされているか。〔各種の広報、ホームページの作成 等〕			
ウ 複合施設としての総括マネジメント業務において、公益文化施設の利用を促進するための方策（広報を除く）など、効果的な提案がなされているか。〔市民意見の反映、ボランティア団体との連携、市民活動の支援 等〕			
エ 複合施設としての総括マネジメント業務において、公益文化施設の各機能を一体（複合施設）化することに伴う相乗効果など、効果的な提案がなされているか。〔一体化（複合施設）によるサービスの質等の向上、新たなサービスの提供、運営業務の効率化 等〕			
オ 複合施設としての総括マネジメント業務において、公益文化施設のスタッフ管理など、効果的な提案がなされているか。〔スタッフの配置、勤務形態、地域雇用、教育・研修 等〕			
カ 複合施設としての総括マネジメント業務において、公益文化施設のまちづくりとしての機能の充実など、効果的な提案がなされているか。			
キ その他、複合施設としての総括マネジメント業務に関して独自の提案がなされているか。			
③ 図書館業務		9	6 5
ア 図書館業務の業務内容において、効果的な提案がなされているか。〔総括的業務、奉仕的業務、資料管理業務、図書館情報管理業務 等〕			
イ 図書館業務において、図書館資料等の調達の考え方や将来変化への対応など、効果的な提案がなされているか。			
ウ 図書館業務において、東根らしい特色ある図書館（ティーンズコーナー及び児童コーナーの充実）など、効果的な提案がなされているか。			
エ 図書館業務において、学校支援へのサービス及び利用困難者へのサービスなど、効果的な提案がなされているか。			
オ 図書館業務において、本を好きになるような演出及び子どもや若者（中高生）による利用の活発化など、効果的な提案がなされているか。			
カ その他、図書館業務に関して独自の提案がなされているか。			
④ 美術館（市民ギャラリー）業務		8	6 6
ア 美術館（市民ギャラリー）業務の業務内容において、効果的な提案がなされているか。〔総括的業務、利用管理業務、企画事業業務、美術館情報管理業務 等〕			
イ 美術館（市民ギャラリー）業務において、市民及び学校や地域における芸術文化活動の活発化及び普及活動など、効果的な提案がなされているか。			

ウ 美術館（市民ギャラリー）業務において、市民ギャラリー及びアトリエの積極的な利用など、効果的な提案がなされているか。		
エ 美術館（市民ギャラリー）業務において、美術を好きにさせるような演出及び子どもや若者（中高生）による利用の活発化など、効果的な提案がなされているか。		
オ 美術館（市民ギャラリー）業務において、催事（企画展示、講座等）の積極的かつ創意・工夫のみられる開催など、効果的な提案がなされているか。		
カ その他、美術館（市民ギャラリー）業務に関して独自の提案がなされているか。		
⑤ 市民活動支援センター業務	3	6 7
ア 市民活動支援センター業務の業務内容において、効果的な提案がなされているか。[利用管理支援業務、市民活動支援センター情報管理業務 等]		
イ 市民活動支援センター業務において、活動団体への情報発信サポートなど、効果的な提案がなされているか。		
ウ 市民活動支援センター業務において、活動団体への交流機会の提供及び活動支援など、効果的な提案がなされているか。		
エ その他、市民活動支援センター業務に関して独自の提案がなされているか。		
⑥ 独立採算業務（必須、任意）	4	6 8
ア 独立採算業務のカフェ等業務（必須）において、カフェ利用のためだけでも訪れたいくなるような魅力ある空間及びサービス内容の提供など、効果的な提案がなされているか。		
イ 独立採算業務の物品販売等（任意）において、施設利用者への利便性の提供など、効果的な提案がなされているか。		

## (6) 提案全体に関する項目

(15点)

審査項目と評価指針	基準配点	対象とする主な様式
① 地域経済への配慮	3	7 0
ア 事業の実施において、地域経済への配慮など、効果的な提案がなされているか。		
イ その他、地域経済への配慮に関して独自の提案がなされているか。		
② その他提案全体	1 2	—
ア 提案全体として、公益文化施設及び都市公園の目的を十分に実現するものとなっているか。 [(1)から(5)の提案を全体として評価する。]		
イ 提案全体として、民間事業者ならではの創意・工夫が積極的に導入され、かつ、それらが有効な提案となっているか。 [(1)から(5)の提案を全体として評価する。]		

※ 「対象とする主な様式」において提示している<様式番号>は、当該審査項目を評価する場合の主な様式を示すものであり、これら以外にも、様式26、27、40～43、並びに図面集（様式74～85）についても参照するものとする。

## 7 提案審査（価格審査）

### (1) 入札金額に関する提案審査

入札参加者の入札金額に関して、以下に示す方法で配点を行うものとし、基準配点は70点とする。

### 1) 配点の算出方法

入札参加者の入札金額は、次の算定式（予定価格等からの割合等）に基づき、価格審査の配点を算出する。

### 2) 配点の計算式

配点 =  $40 + (\text{予定価格} - \text{入札金額}) \div 43,800,000 \text{円}$

※ 価格審査の配点は、小数点以下第三位を四捨五入するとともに、上限を70点とする。

## 8 最優秀提案者の選定及び落札者の決定

### (1) 最優秀提案者の選定及び落札者の決定（定性審査と価格審査の総合評価）

定性審査の配点（基準配点130点）と価格審査の配点（基準配点70点）の合計（総合評価値）が最も高い入札参加者を最優秀提案者として選定し、市がこれを落札者として決定する。ただし、総合評価値が最も高い入札参加者が複数いるときは、当該入札参加者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。



### 本事業に関する窓口

東根市総務部プロジェクト推進課

所在地：〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号

電話：0237(42)1111(内線3211)

ファックス：0237(43)2413

電子メール：project@city.higashine.yamagata.jp

ホームページ：<http://www.city.higashine.yamagata.jp>